

# 福島県建築士会福島支部規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、福島県建築士会福島支部と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を福島市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の協力によって建築士の技術の進歩、品位保持向上並びにその業務の健全なる発達を図りもって広く社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 建築士の社会的地位の向上及び技術の進歩改善
2. 建築に関する調査研究及び普及宣伝
3. 建築技術に関する相談及び指導
4. 講習会等の開催及び各種印刷物の刊行
5. 他団体等関係機関からの受託事業の実施
6. 関係官庁並びに各種団体との連絡及び協力
7. 公益社団法人福島県建築士会の事業への協力
8. その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格は、福島市内、川俣町に居住又は勤務する建築士を有する者。

2. 本会の目的に賛同するものとする。

但し、会員の都合に依り他市町村に居住することができる。

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の二種からなる。

1. 正会員は、前条1項の資格を有する者とする。
2. 協賛会員は、団体または個人で前条2項のものとする。

(入 会)

第7条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

2. 前項の承認をえたるものは、入会金及び会費を納めたときに、会員としての効力を生ずることとする。

(入 会 金)

第8条 入会金は、金2,000円とする。

(会 費)

第9条 本会の会費は、総会において別に定める。

(納入金の不返還)

第10条 会員は、本会に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。

(会費の滞納)

第11条 会員が会費を12ヵ月滞納したときは、会員の権利を理事会に計って停止することができる。

(退 会)

第12条 1. 正会員が退会しようとするときは、会費を完納した上退会届を本会に提出しなければならない。

2. 正会員が資格を喪失した場合又は死亡した場合は退会したものとする。

(変更の届出)

第13条 会員は、次の事項が発生したときは速やかにこれを本会に届出なければならない。

1. 氏名、級別に変更があったとき。
2. 住所、勤務先に変更があったとき。

### 第3章 役 員

(役 員)

第14条 本会に下記の役員をおく。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 3名
3. 理 事 若干名
4. 常任理事 若干名
5. 監 事 2名

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2. 支部長・副支部長・常任理事は理事のうちより互選でこれを決める。

(役員職務)

第16条 1. 支部長は、本会を代表し会務を総理し、総会を除き各会議の議長となる。  
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは支部長の職務を代行する。  
3. 理事及び常任理事は、支部長の命を受けて会務を執行する。

4. 監事は、本会の財産の状況及び業務執行の状況を監査すること。並びに不正を発見した時は、総会に報告をすること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員補選)

- 第18条
1. 支部長・副支部長・常任理事・監事に欠員が生じた場合、又は理事会で必要と認めた場合は、第15条2項に準じてこれを補選する。
  2. 補選された役員任期は、前任者の残期間とする。

(顧問、相談役)

- 第19条
1. 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。
  2. 顧問及び相談役は、常任理事会の議決を経て、支部長が委嘱する。
  3. 顧問及び相談役は、支部長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第20条 会議は、総会、常任理事会、理事会及び各部会・委員会とする。

(総 会)

- 第21条
1. 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって組織する。
  2. 通常総会は、毎年一回これを開催する。(但し、前年度終了後2ヵ月以内とする。)
  3. 臨時総会は、次の場合に招集する。
    - 1) 理事会において必要と認めたとき。
    - 2) 会員総数の5分の2以上から会議の目的を示した招集の請求があったとき。
    - 3) 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、支部長が招集する。日時、場所及び附議すべき事項を示し、文書でこれを会員に通知しなければならない。

(総会の附議事項)

第23条 総会においては、次の事項を議決する。

1. 事業報告及び収支決算
2. 事業計画及び収支予算
3. 本規約の変更
4. その他理事会が必要と認めた事項

(総会の議事)

- 第24条 1. 総会は、正会員の2分の1以上出席しなければ議決することができない。  
2. 総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員の議決権)

- 第25条 1. 正会員は、総会において各1箇の議決権利を有する。  
2. 議決権の行使は、他の出席会員にこれを委任することができる。  
3. 前項の委任は、これを出席と見做す。但し、委任状を用いなければならない。

(議事録)

- 第26条 1. 議長は、総会の議事について議事録を作らなければならない。  
2. 議事録には、次の事項を記載し、議長及び出席した正会員2名が署名押印しなければならない。
- 1) 総会の種類
  - 2) 開会の日時及び場所
  - 3) 会員の総数
  - 4) 出席正会員の数及び委任状の数
  - 5) 議事要項
  - 6) 議決した事項

(理事会)

- 第27条 1. 理事会は、理事及び監事をもって組織し、支部長がこれを招集する。  
2. 理事会は、次の審議権を有する。
- 1) 収支予算案
  - 2) 決算の承認
  - 3) 規約の改正
  - 4) 役員改選
  - 5) その他本会の運営上、支部長が必要と認めた事項

(常任理事会)

- 第28条 1. 常任理事会は、支部長及び副支部長、常任理事をもって組織し、随時支部長がこれを招集する。  
2. 常任理事会は、総会の議決権以外のすべての議決権を有する。

(部会・委員会)

- 第29条 本支部に、次の部会・委員会を設けることができる。
1. 講習運営部会
  2. 会員部会
  3. 総務部会

4. 青年委員会

5. 女性委員会

(経費支弁)

第30条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の事業収入でこれを支弁する。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、1年とし毎年4月1日に始まり次年3月31日に終わる。

(特別会計)

第32条 本会は、必要に応じ特別会計を設けることができる。

## 第5章 雑 則

(規則の制定)

第33条 この規約に定めるもののほか、事業の執行その他必要なる細則及び指定などは常任理事会の議決を経て別にこれを定める。

(委員会)

第34条 本会は、事業執行上必要に応じ常任理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

(事務局)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び若干の事務員を置くことができる。

事務局に関する規定は、常任理事会で別に定める。

附 則

1. この規約は、平成26年4月1日より施行する。